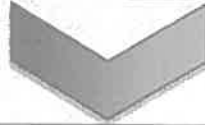


民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳 述 書

入札する日において発行後3か月以内の

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。

※住民票・資格証明書は、入札する日において発行後3か月を超えるものを提出した場合、入札が無効となります。

※記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

【入札方法に関する問合せ】

東京地方裁判所民事第21部（民事執行センター）執行官室不動産部

☎03-5721-6395

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 9月10日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 相 田 亜由子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 9月25日 午前 9時00分から 令和 7年10月 2日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7年10月 8日 午前 9時30分 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7年10月17日 午前11時00分 東京地方裁判所民事第21部
特別売却 実施期間	令和 7年10月 9日 午前 9時20分から 令和 7年10月14日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 9月10日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	8,630,000 6,904,000		1,726,000	31,208	6,686

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 世田谷区池尻三丁目 208 番地 43、208 番地 44

建物の名称 ルーブル池尻大橋

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 池尻三丁目 208 番 43 の 201

建物の名称 201

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 2 階部分 17.15 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 世田谷区池尻三丁目 208 番 43

地 目 宅地

地 積 309.47 平方メートル

土地の符号 2

所在及び地番 世田谷区池尻三丁目 208 番 44

地 目 宅地

地 積 50.06 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1・2

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 54737 分の 1920



物 件 明 細 書

令和 7年 8月 8日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 相 田 亜由子

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

賃借権

範 囲	全部
賃借人	有限会社リービルフーズ
期 限	令和8年4月25日まで
賃 料	月額58,000円
賃料前払	なし
敷 金	なし
保証金	なし

上記賃借権は最先の賃借権である。期限後の更新は買受人に対抗できる。

4 物件の占有状況等に関する特記事項

なし

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

管理費等の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律



判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。



物件目録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 世田谷区池尻三丁目208番地43、208番地44

建物の名称 ルーブル池尻大橋

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 池尻三丁目208番43の201

建物の名称 201

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床 面 積 2階部分 17.15平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 世田谷区池尻三丁目208番43

地 目 宅地

地 積 309.47平方メートル

土地の符号 2

所在及び地番 世田谷区池尻三丁目208番44

地 目 宅地

地 積 50.06平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1・2

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 54737分の1920



令和7年(ケ)第254号
令和7年7月1日受理
令和7年7月29日提出
(評価人：山田光治)

現況調査報告書

東京地方裁判所

執行官 中 野 真 英

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 世田谷区池尻三丁目 208 番地 43、208 番地 44

建物の名称 ルーブル池尻大橋

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 池尻三丁目 208 番 43 の 201

建物の名称 201

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 2 階部分 17.15 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 世田谷区池尻三丁目 208 番 43

地 目 宅地

地 積 309.47 平方メートル

土地の符号 2

所在及び地番 世田谷区池尻三丁目 208 番 44

地 目 宅地

地 積 50.06 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1・2

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 54737 分の 1920



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	東京都世田谷区池尻三丁目25番14-201号 ルーブル池尻大橋	
建物	物件1	
種類・構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:	
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類: ☐ ある { 構造: 床面積:	
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が本建物を、居宅を事務所として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり	
管理費等の状況	管理費等の月額以下のとおり 管理費 8,000円 修繕積立金 6,000円 円 円 円	令和7年7月11日現在 ☐ 滞納はない ☒ 滞納がある 計524,000円 令和4年1月分～令和7年7月分 ☐ 遅延損害金(年%) ☒ 「その他の事項」欄参照
管理費等の照会先	株式会社TFDコミュニティ	
その他の事項	修繕積立金につき、令和6年3月より月額3,000円から月額6,000円に変更	
敷地権	符号1、2	
現況地目	☒ 宅地(符号1、2) ☐ 公衆用道路(符号) ☐ (符号)	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
敷地権の種類	☒ 所有権(符号1、2) ☐ 地上権(符号) ☐ 賃借権(符号) ☐ (符号)	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない 地方裁判所 支部 令和 年() 第 号 ☐ ある 保管開始日 令和 年 月 日	
敷地権以外の土地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件 1 関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■(有)リービルフーズ	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ■事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人 (■A (賃借人代表者) ☐) の陳述 / ■提示文書 (回答書、契約書等) の要旨			
占有権原		■賃借権 ☐ 使用借権 ☐	
占有開始時期		平成28年4月26日	
最初の契約等	契約日	平成28年4月21日	
	期間	平成28年4月26日から ■平成30年4月25日まで 2年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種類別		■合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	令和6年4月26日から ■令和8年4月25日まで 2年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等当事者	貸主	■所有者 ☐ その他の者 ()	
	借主	■占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎月金58,000円 (毎月27日限り翌月分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		■ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他		上記賃料のほかに月額17,000円の管理費・共益費あり	
執行官の意見		■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (賃借人代表者)	1. 本件建物は、私が代表者を務める(有)リービルフーズが営業の拠点の1つとするため所有者から賃借し、事務所として使用しています。 当初、平成28年4月26日から2年間の契約で(株)AMBITIONから賃借していて、その後、前所有者が賃貸人となり、更に現所有者が賃貸人になっています。都合により立入調査には立ち会えませんが、占有に関する回答書と契約関係書類の写しを用意しておくので調査の際に回収してください。 2. 本件建物に不具合等はありません。 (令和7年7月11日電話聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

執行官の意見

1. 本件対象物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
2. 本件マンションの占有状況等は次のとおりであった。
 - ① 本件マンション1階集合郵便受け及び玄関表札のいずれにも氏名等の表示はなかった。
 - ② 初回臨場時及び立入調査時のいずれも不在であった。
 - ③ 賃借人(有)リービルフーズの代表者Aからは、「関係人の陳述等」欄記載の要旨を聴取するとともに、占有に関する回答書及び賃貸借契約関係書類が提出された。所有者に対し占有に関する照会書を送付したが、現在までの間に回答書の提出等はない。
 - ④ ライフライン調査の結果、水道局から、本件建物の水道契約者は賃借人(有)リービルフーズであり、水道使用開始日は平成28年4月26日である旨の回答書が提出された。
 - ⑤ 本件建物内には、賃借人(有)リービルフーズ宛ての公共料金請求書その他の郵便物が多数存在した。
 - ⑥ 本件建物は居宅であるところ、室内には法人としての業務関係書類が整然と保管され、事務用品等が備え置かれるなどしており、事務所として使用されている状況であった。
3. 上記現場の状況、前記関係人の陳述、提出された回答書、賃貸借契約関係書類写し、ライフライン調査の結果等から、本件建物は、賃借人(有)リービルフーズが居宅を事務所として占有していると認められ、その契約内容は3枚目に記載のとおりであった。
4. 賃借人(有)リービルフーズによる本件建物の占有は、最先の抵当権設定前から開始されている。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調査の場所等	調 査 の 方 法 等
令和7年7月3日	当庁（郵便）	☒ ライフライン照会（水道） ☒ 所有者に照会書送付
令和7年7月10日 12:13-12:21	物件所在地	☒ 物件確認 ☒ 物件調査 ☒ 占有調査 ☒ 写真撮影 ☐ 図面作成 ☐ 評価人同行 ☐ 占有者等から面接聴取 ☒ 占有者に対する臨場日時通知書・照会書投函
令和7年7月11日 9:48-10:07	当庁（電話）	☒ 賃借人(有)リービルフーズ代表者Aから聴取
令和7年7月11日	当庁（FAX）	☒ 管理費等に関する調査
令和7年7月16日 12:59-13:10	物件所在地	☒ 物件確認 ☒ 物件調査（立入調査） ☒ 占有調査 ☒ 写真撮影 ☒ 図面作成 ☒ 評価人同行 ☐ 占有者等から面接聴取
令和7年7月25日	当庁	☒ 法人登記情報取得（有）リービルフーズ）

(特記事項)

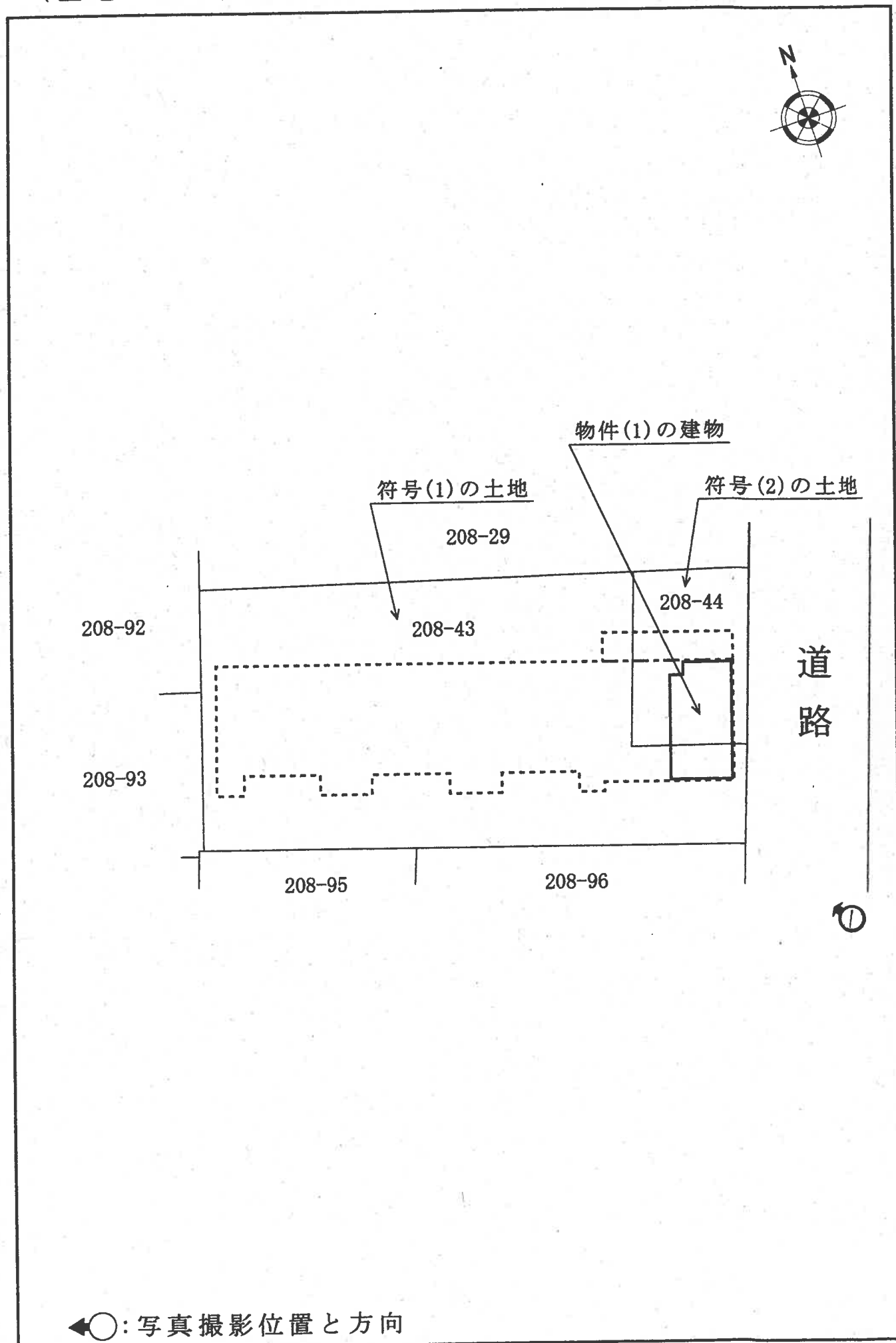
☐ 令和 年 月 日
目的物件が不在で施錠されている場合に備えて、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

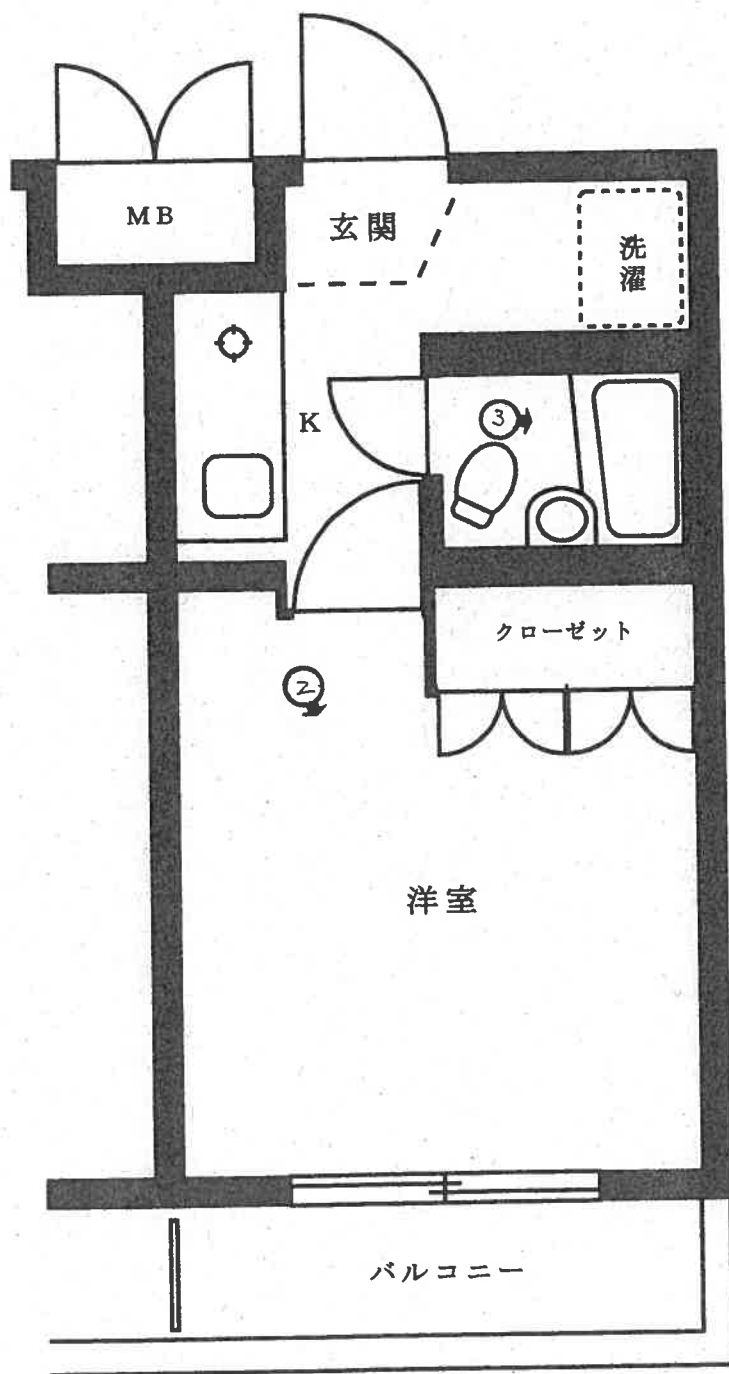
☒ 令和7年7月16日
目的物件は不在であったので、立会人Bを立ち会わせて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所記載のとおり



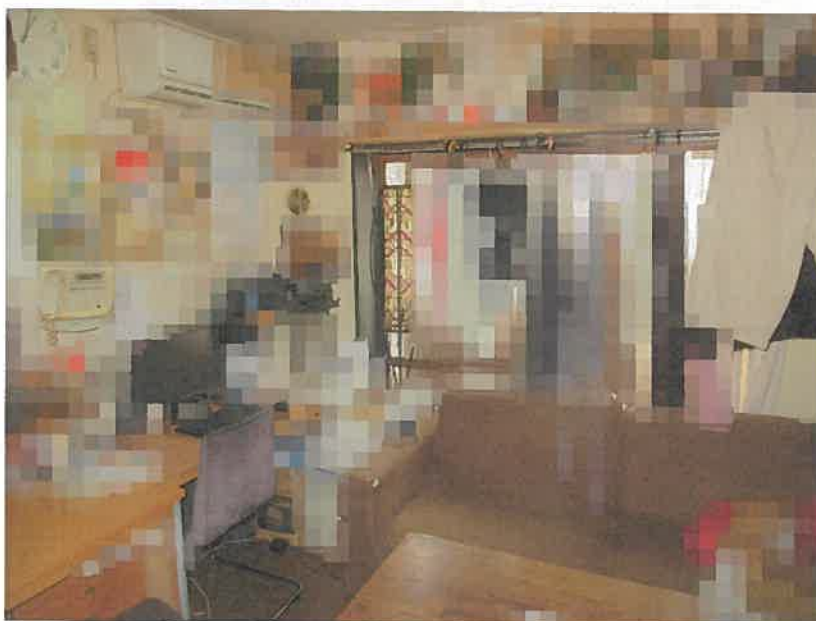


←○: 写真撮影位置と方向

1



2



3



令和 7 年（ケ）第 254 号
令和 7 年 7 月 16 日 現地調査
令和 7 年 7 月 31 日 評 価

東京地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 山 田 光 治

第1 評価額

物 件 番 号	評 価 額
物件 1	金 8,630,000 円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		(住居表示) 世田谷区池尻 3-25-14 (マンション名、部屋番号) ルーブル池尻大橋 201 号
番号	特 記 事 項		
—	なし		

※現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

1（一棟の建物の表示）

所 在 世田谷区池尻三丁目 208 番地 43、208 番地 44

建物の名称 ルーブル池尻大橋

（専有部分の建物の表示）

家屋 番号 池尻三丁目 208 番 43 の 201

建物の名称 201

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 2 階部分 17.15 平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号 1

所在及び地番 世田谷区池尻三丁目 208 番 43

地 目 宅地

地 積 309.47 平方メートル

土地の符号 2

所在及び地番 世田谷区池尻三丁目 208 番 44

地 目 宅地

地 積 50.06 平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号 1・2

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 54737 分の 1920

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地（符号1～2）の概況及び利用状況等

位 置 ・ 交 通	東急田園都市線「池尻大橋」駅の南西方約550m（道路距離、徒歩約7分）、世田谷区池尻3丁目25番街区に位置する（附属資料「位置図」参照）。	
付 近 の 状 況	中高層の共同住宅、低層の一般住宅等が建ち並ぶ住宅地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第一種住居地域 60%（指定） 200%（指定） 準防火地域 緑化地域、敷地規模の最低限度60㎡、19m 第2種高度地区、日影規制、池尻三丁目西地区地区計画、池尻三丁目西地区地区街づくり計画、街づくり誘導地区、景観計画区域、宅地造成等工事規制区域 等
画 地 条 件	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	符号1～2 合計：359.53㎡ ほぼ長方形 間口約13.6m、奥行約26.9m ほぼ平坦 なし
接面道路の状況等	南東側で幅員約5.9mの舗装区道（建築基準法第42条1項1号該当）にほぼ等高に接面する中間画地。	
土地の利用状況等	後記一棟の建物の敷地等として利用されている。建物の配置は、附属資料「建物図面・各階平面図写」のとおり。	
供 給 処 理 施 設 （基本的には敷地内への引き込みの有無を基準としている）	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり あり あり
敷 地 権 の 表 示	敷地権の種類 敷地権の割合	所有権 54737分の1920
特 記 事 項	現地での概測等によれば、大きな縄のびあるいは縄縮みは、ないとみられるが正確には境界確定及び専門家による測量等を要する。	

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	ループル池尻大橋	
建物の用途	共同住宅（総戸数 29 戸）	
建築時期及び 経済的残存耐用 年数	建築年月日（登記記載） 経過年数 経済的残存耐用年数	平成 8 年 2 月 9 日新築 約 29 年 約 21 年
構造・延床面積	鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建 594.88 m ²	
仕様	外壁 その他	タイル貼等 特になし
設備等	階段、オートロックシステム、集合郵便受、ゴミ置場、駐輪場等	
建物の品等	中位	
管理の形態等	管理組合 管理会社 管理形態	あり 株式会社TFDコミュニティ 委託管理
管理の状況	普通	
特記事項	なし	

(2) 専有部分の概要

構 造 ・ 種 類	鉄筋コンクリート造1階建・居宅	
位 置	2階(201号室)角部屋 主要開口部の方位：南西向き	
床 面 積	専 有 面 積	17.15 m ²
	共用部分を含む 現 況 床 面 積	20.97 m ²
間 取 り	1K	
バルコニー等	南西側にあり	
仕 様	天 井 床 内 壁 設 備 そ の 他	クロス貼等 フローリング等 クロス貼等 キッチン、3点ユニット(トイレ・浴槽・洗面) 等 室内洗濯機置場あり
保守管理の状態	荷物等が多く、床や壁の大半は目視での確認ができなかった。 床・壁・天井等に経年使用による傷・汚損などがあること、設備が陳腐化していること等から保守管理の状態はやや劣る。	
管 理 費 等	管 理 費 修 繕 積 立 金 そ の 他 滞 納 額 遅 延 損 害 金	8,000円(月額)(令和7年7月11日現在、以下同じ) 6,000円(月額) なし 524,000円 なし
専 有 部 分 の 利 用 状 況 等	次頁<建物の占有者等の状況一覧>のとおり。	
特 記 事 項	・設備等の動作確認は行っていない。 ・本件建物の建築時期から判断すると、アスベスト含有建材が使用されている可能性がある。なお、アスベスト使用の有無の確定に当たっては、専門家による調査を要する。	

〈建物の占有者等の状況一覧〉

賃貸借契約の概要

賃貸人等	賃借人等	占有開始日	契約期間	月額賃料	預り金等
所有者	有限会社リー ビルフーズ	H28. 4. 26	R 6. 4. 26 ～ R 8. 4. 25	58,000 円	なし
・ 占有権原は賃借権。賃借人が居宅を事務所として使用している。 ・ 別途月額 17,000 円の管理費・共益費あり。					

第5 評価額算出の過程

本件は都市型の区分所有建物であり、買受人が投資用不動産として保有することも社会的・経済的観点から合理的と判断されるので、積算価格と収益価格を求めて、これらを調整して得た価格に基づき、競売市場を前提とした評価額を下記のとおり決定した。

I 積算価格の試算

1 基礎となる価格

① 建物価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて下記のとおり建物価格を求めた。

再調達原価（円／㎡）	現況床面積（㎡）	現価率	建物価格（円）
ア	イ	ウ	エ
475,000	× 20.97	× 0.36	= 3,590,000

ア 再調達原価：一棟の建物の平均単価

イ 現況床面積：固定資産税・都市計画税関係証明書記載の現況床面積（共用部分を含む）を採用。

ウ 現価率

・経過年数約29年、経済的残存耐用年数約21年、観察減価率15%（建物の保守管理状況等を考慮）

・耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

現価率：経済的残存耐用年数 ÷（経過年数 + 経済的残存耐用年数）×（1 - 観察減価率）

現価率 = 21年 ÷（29年 + 21年）×（1 - 0.15）= 0.36（小数第3位を四捨五入）

エ 建物価格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

② 敷地権価格（符号 1～2 の土地）

敷地権の目的である土地の敷地権価格を次のとおり求めた。

更地価格		地 積 (㎡)	建付 減価	敷地権の割合	敷地権価格 (円)
標準画地 価格 (円/㎡)	個別格差				
ア	イ	ウ	エ	オ	カ
944,000	×1.00	×359.53	×1.00	×1,920/54,737	= 11,900,000

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお、標準画地は、近隣地域において、土地の概況（間口、奥行、規模等）が標準的な中間画地を想定した。

東京都基準地 「世田谷-21」

（公示価格等） （時点修正）（標準化補正）（地域格差） （規準価格）

$$865,000 \text{ 円/㎡} \times 108/100 \times 100/100 \times 100/99 = 944,000 \text{ 円/㎡}$$

（上三桁未満四捨五入）

時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：不要と判定した。

地域格差：公示地等の所在地域は対象地域に比べ、交通接近条件等においてやや優るものの、環境条件等において劣ること等を考慮し、総合の格差率を判定した。

イ 個別格差：不要と判定した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：不要と判定した。

オ 敷地権の割合：登記記載による。

カ 敷 地 権 価 格：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

2 積算価格（敷地権付建物の価格）

建物価格 (円) ア	敷地権価格 (円) イ	価格 補正 ウ	個別格差 エ	占有減価 修正 オ	積算価格 (円) カ
(3, 590, 000	+11, 900, 000)	× 1. 00	× 0. 99	× 1. 00	=15, 340, 000

ア 建物価格：前記 1 ①エ

イ 敷地権価格：前記 1 ②カ

ウ 価格補正：同一マンション及び周辺類似マンションの取引水準等を斟酌して補正した。

エ 個別格差：階層別補正・・・0. 97 （基準階＝3 階、対象＝2 階）

位置別等修正・・・1. 02 角部屋

その他・・・・・・なし

相乗積 $0. 97 \times 1. 02 = 0. 99$ （小数第 3 位を四捨五入）

オ 占有減価修正：必要なし。

カ 積算価格：1 万円未満四捨五入の端数整理を行った。

Ⅱ 収益価格の試算（DCF法による）

目的物件は、賃貸借に供されているマンションであるので、現行の賃貸借条件等を前提として収益還元法を適用する。

目的物件を賃貸することにより分析期間中に得られるであろうと予測される有効純収益の現価の合計額に、分析期間末の正味復帰価格の現価を加算して、DCF法（Discounted Cash Flow 法）による収益価格を以下のとおり求めた。

但し、当該物件に関する収集可能な資料には限界があり、更に競売による売却後の現実の賃貸借は、特定の当事者間の契約行為によるものであるもので、必ずしも想定した賃貸条件に符合する内容が実現するものではない。

《DCF法による価格査定表》

3年間の 有効純収益 現価の合計	正 味 復 帰 価 格 の 現 価					収 益 価 格
	4年目の 有効純収益	最終 還元 利回り	3年目期末 復帰価格※1 イ÷ウ×(1-0.03)	複利 現価率 ※2	正味復帰 価格現価	
ア	イ	ウ	エ	オ	エ×オ=カ	ア+カ=キ
(円) 1,868,067 (16.7%)	(円) 579,400	(%) 5.2	(円) 10,808,038	0.8638	(円) 9,335,983 (83.3%)	(円) 11,200,000 (100%)

※1 売却に要する仲介手数料等を売却価格（イ÷ウ）の3%と査定した。

※2 複利現価率の計算式

$$1 \div (1 + 5.0\%)^3 = 0.8638 \quad (\text{小数第5位を四捨五入})$$

ア 3年間の有効純収益現価の合計：目的物件を賃貸することにより保有期間中（第1期～第3期）に得られるであろうと予測した各期の有効純収益を、複利現価率で現在価値に割り戻した額の合計である。

イ 4年目の有効純収益：保有期間終了後（4年目）の有効純収益である。

ウ 最終還元利回り：4年目の有効純収益から売却予測価格を求める還元利回りであり、標準的還元利回りに対象不動産の個別リスク等を考慮して査定した。

エ 3年目期末復帰価格：4年目の有効純収益を最終還元利回りで還元して求めた売却予測価格から対象不動産の売却に伴う仲介手数料相当額等を控除した価格である。

オ 複利現価率：一般市場及び競売市場における類型別収益物件の標準的な還元利回り等を参考に査定した。

カ 正味復帰価格現価：保有期間終了後に得られる正味復帰価格の現在価値である。

キ 収益価格：保有期間中に得られる有効純収益の現在価値と保有期間終了後の売却予測価格の現在価値の合計額で、1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

Ⅲ 評価額の判定

1 試算価格の調整

積算価格及び収益価格を下記のとおり試算した。積算価格は土地価格に建物価格を加算したもので原価性に着目した価格である。一方、収益価格は目的物件が有する収益性に着目した価格である。

目的物件は、シングルタイプのマンションであり、投資目的の需要が中心となると見込まれることから、本件においては収益価格を重視し、積算価格を比較考量して、調整後の価格を下記のとおり求めた。

① 積 算 価 格	15,340,000 円
② 収 益 価 格	11,200,000 円
③ 調 整 後 の 価 格	11,600,000 円

2 評価額の判定

調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞納管理費等相当額並びにその他の控除（敷金等）を考慮して評価額を決定した。

調整後の価格 (円)	市場性 修正	競売市場 修正	滞納管理費等 相当額の減価	その他の控除 (敷金等) (円)	評価額 (円)
ア	イ	ウ	エ	オ	カ
11,600,000	× 1.00	× 0.80	× 0.93	－ 0	=8,630,000

ア 調整後の価格：積算価格と収益価格を調整した後の適正価格。

イ 市場性修正：必要なし。

ウ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した修正を行った。

エ 滞納管理費等相当額の減価：滞納管理費等及び代金納付に至る間の管理費等の予想滞納相当額を考慮した修正を行った。

オ その他の控除（敷金等）：買受人の引受けとなる敷金等の預り金の控除。本件の実額を計上。

カ 評価額：1万円未満四捨五入の端数整理を行った。

第6 参考価格資料

東京都基準地価格 (世田谷-21)

所 在 : 世田谷区池尻3丁目235番7 「池尻3-17-13」

価 格 : 865,000 円/㎡

位 置 : 「池尻大橋」駅、道路距離約490m

価 格 時 点 : 令和6年7月1日

地 積 : 104 ㎡

供給処理施設 : 水道、ガス、下水

接 面 街 路 : 東5.6m区道

用途指定等 : 第一種住居地域(建ぺい率60%、容積率200%)、準防火地域

地域の概要 : 一般住宅、共同住宅が建ち並ぶ住宅地域

第7 附属資料

位置図

公図写

建物図面・各階平面図写

地積測量図写

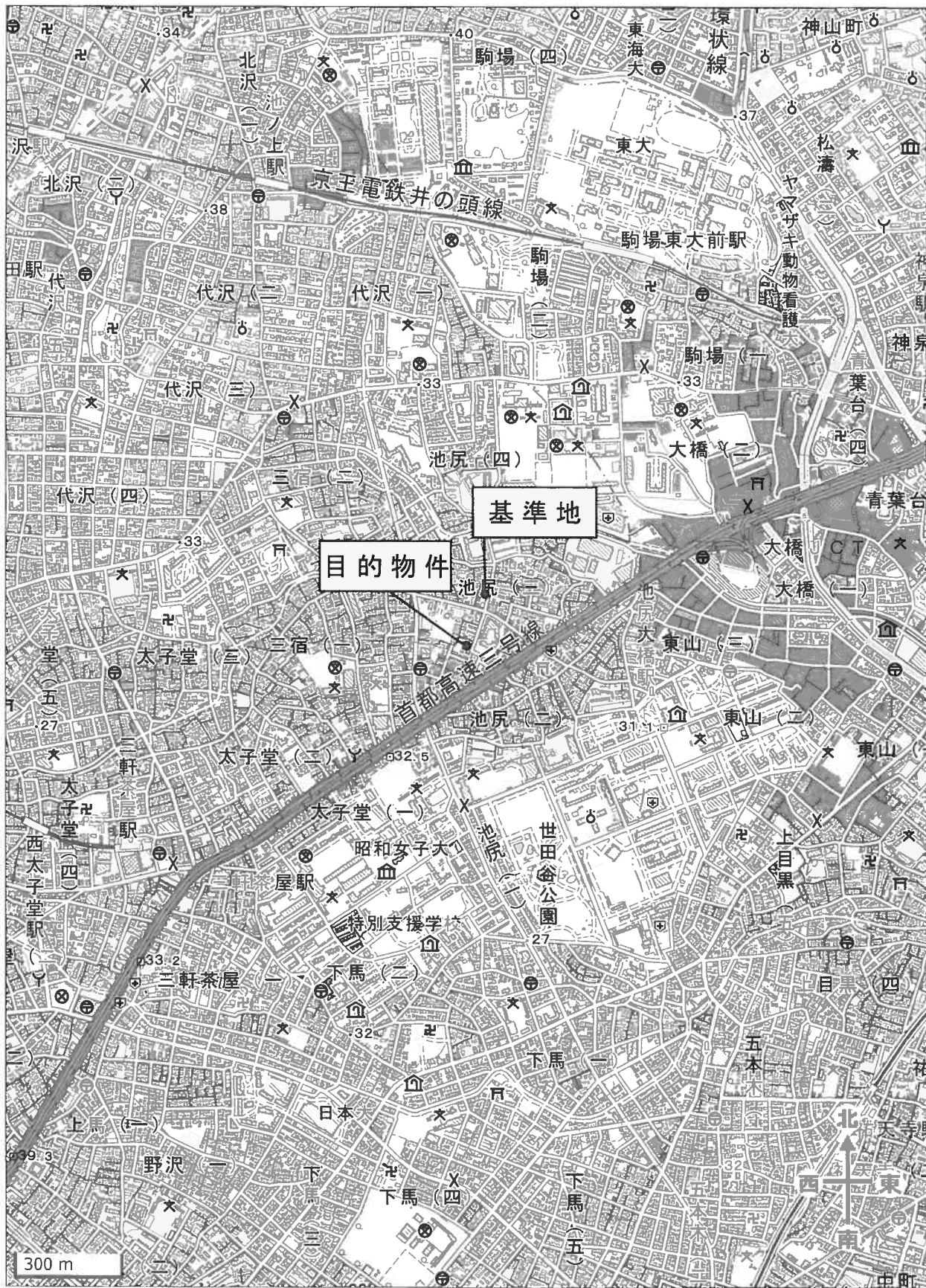
以 上

令和7年7月31日

評価人 不動産鑑定士

山 田 光 治

位置図



登記年月日：平成8年2月22日

各階平面図

家屋番号
池原3丁目
208番地43の201

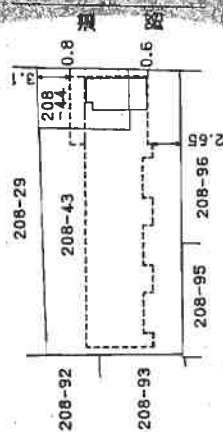
建物の所在
世田谷区池原3丁目208番地43・208番地44

建物図面

✓



求積表	
1) 0.70 × 5.22 =	3.6540
2) 2.32 × 5.82 =	13.5024
合 計	17.1564
床面積	17.15㎡



(建物の存する部分 2階)

007646

作製者

縮尺

1/250

申請人

縮尺

1/500

平成8年2月22日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である

(東京法務局世田谷出張所管轄)

令和7年4月23日

宇都宮地方方法務局

登記簿

建物図面・各階平面図(写)
※A3をA4に縮小しています

地図整理番号：155421

11-202 208-9

地 番 208~43 ~ 44

土地の所在 世田谷区池尻3丁目

地

圖 量 測 量

昭和五十年二月十五日

作者

監申

50" 2.17

502802

(東京土地家屋調査士会用紙)

尺 1/300

地区整理番号: M55423

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(東京法務局世田谷出張所管轄)

令和7年4月23日

宇都宮地方方法務局

附錄四

地 積 測 量 図 (写)
※A3をA4に縮小しています